

令和元年9月5日開催

箕輪町農業委員会第19回総会

# 会 議 録

1. 開催日時 令和元年9月5日(木) 午後3時04分から午後4時24分

2. 開催場所 役場大会議室

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	三井	清一
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

## 5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

局 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。ご苦労さまでございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

（農業委員会憲章の唱和）

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

ご苦労様です。8月は、農地パトロール、新規就農者との話合い等ご苦労様でした。9月は、西天竜の水も止まりいよいよ米の収穫に入ってくる。ここで雨等があり、予定通りできるかが心配だが、この時期農作業事故も心配される。農業委員のみなさんも充分注意され、事故の無いように対応してほしいと思います。

また、町長への意見書につきましても、各部長さんをお願いしてありますが、委員のみなさんにも考えていただくようお願いし、あいさつとします。

局 長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議 長

ただいまから第19回総会を開会いたします。ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

8月の経過報告について申し上げます。

8月第18回総会を8月5日（月）に行い、農地法第3条7件については、総会后6日付けで許可書を交付しました。農地法4条の転用審議案件1件については、総会

後 6 日付けで許可書を交付しました。農地法 5 条の転用審議案件 4 件については、総会后 6 日付けで許可書を交付しました。8 月 6 日農政対策研修視察が新潟方面へ向けて行われ多くの委員が、参加いただきありがとうございました。8 月 21 日若手農業者との懇談会が八乙女北西部多目的センターで行われ、多くの若手農業者が参加いただき有意義な懇談会が行われました。出された意見については今後対応していく必要があるので、委員のみなさんの協力をお願いします。その他の内容につきましては、お配りしてある資料のとおりであります。

議 長

それでは、これより審議に入ります。

日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

11 番関幹子委員・12 番鈴木健二委員の両委員を指名いたします。日程第 2 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 説明をいたします。

売買による所有権移転の申請でございます。

土地の表示は、中箕輪 ■■■ 番 ■■■ 地目「畑」で面積は、■■■m<sup>2</sup> です。

譲渡人は相続で取得した農地ですが、農業をしたことがなく、今後もする予定がないため土地の有効活用の為売ることとした。

譲受人の■■■さんは、隣接地に今回 5 条が出ておりますが、住宅を計画しており、併せて取得し取得後は家庭菜園として野菜等楽しみたいと計画したものです。農振農用地区域外で、取得後の面積が 5a 以上であるため下限面積要件を満たしております。位置図は、1 ページになります。

なお、売買金額については、5 条の土地とあわせての購入となっております。

議案第 1 号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。

1 番の案件を藤田久一委員。

藤田委員

8/18 ■■■行政書士より説明。周りも住宅地であり、また、隣接地を住宅用地として取得する案件であり、家庭菜園を行うとの話であり問題ないと判断しております。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。採決をいたします。  
原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第1号議案については認めることに決定しました。  
日程第3議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題  
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第4条の許可申請について 説明をいたします。

1つ目の案件です。■■■■■■■■■■に伴う申請になります。  
土地の所在は、中箕輪■■■■番■■ 地目「田」面積478㎡。  
申請人は、富田2組の白鳥公夫さんです。  
農地区分は、市街化近郊区域内10ha未満の農地、第2種農地に該当。  
周りは住宅地に隣接しており、位置的代替性もないため転用はやむを得ないと判  
断します。  
申請人の■■■■さんは、申請地は自宅から離れておりこれまでも耕作は行っておら  
ず、土地の有効活用と、老後の資金計画の為計画。

位置図は農地転用申請位置図の1ページになります。

2つ目の案件です。計画変更に伴う申請になります。  
土地の表示は、中箕輪■■■■番■■ 地目「畑」面積■■■■㎡。  
資材置き場として利用されているが、登記の変更を行っておらず、今回土地の一  
部を売ってほしいとの話があり、昭和51年4月20日に資材置き場用地として取得  
していたが、当初の計画をより規模を小さく設置したため、分筆をかけ面積に変更  
が生ずるため申請するものです。

位置図は農地転用申請位置図の4ページになります。

3つ目の案件です。住宅用地に伴う申請になります。  
土地の表示は、中箕輪■■■■番■■ 地目「田」面積■■■■㎡。  
申請者は、現在■■■■で家族と生活しているが、老朽化に伴い、また、場所も不  
便のため住宅建設を計画。現在の場所は売却予定との話です。  
農地区分は、市街化近接区域内10ha未満の農地に該当。集落に接続しての設置で  
あり、位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の 8 ページになります。

議案第 2 号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議長 ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。  
1 番の案件について、大槻博文委員。

大槻委員 8/9 ■■■さんが来て説明。沢上で、現状も農地としての状況にない土地であるが、ご近所に迷惑がかからないよう対応いただくよう申し添えました。農地への影響は、問題ないと判断している。

議長 2 番の案件について、藤田久一委員。

藤田委員 8/18 ■■■さんが来て説明。今回土地の分筆をかけ一部住宅として売買の話があり、現状、計画より小さい資材置き場建設済みであるが、登記を行っていない為今回、分筆に伴う申請であるとの説明。問題ないと判断している。

議長 3 番の案件について、代田三男委員。

代田委員 8/9 伊那市の■■■が来て説明。住宅を建てる計画。事務局の説明のとおりであり、問題ないと判断している。

議長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。  
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。採決をいたします。  
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議長 異議なしと認めます。よって第 2 号議案については原案のとおり認めることに決定しました。

日程第 4 議案第 3 号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 3 号 農地法第 5 条の許可申請について説明をいたします。

1 つ目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

土地の所在は、中箕輪■■■番■ 地目「■」面積■■■㎡になります。

借受人の根橋さんは、実家で暮らしているが、家族が増え手狭になってきたため、住宅を計画。資金の関係で土地を含めて取得することが困難なため、母親所有の申請地での計画となっております。貸付人の母親は、息子の計画を聞き賛同する形での申請となっております。

農地区分は、用途区域内で、第1種低層住居専用区域、第3種農地に該当。位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

位置図は、13ページになります。

2つ目の案件です。売買による所有権移転に伴う太陽光発電施設としての申請です。

土地の所在は、中箕輪 番 地目「」面積  $m^2$

中箕輪 番 地目「」面積  $m^2$

合計 筆、  $m^2$ です。

売買金額は、坪 円です。

申請者は、隣接地の宅地（中箕輪 面積  $m^2$ ）を所有しており、今回併せて計画しております。農地区分は用途地域内の第1種中高層住居地域の農地、第3種農地に該当。

譲渡人の さんは、遠方に在住のため管理ができていなかったが、今回土地の有効活用のため売ることとした。

位置的代替性がないため転用もやむを得ないと事務局としては判断しております。

位置図は、16ページになります。

3つ目の案件です。売買による所有権移転に伴う共同住宅としての申請です。

土地の所在は、中箕輪 番 地目「」面積  $m^2$

中箕輪 番 地目「」面積  $m^2$

合計 筆 面積  $m^2$ です。売買価格は、坪 円です。

申請人は不動産（共同住宅）の賃貸及びその管理により収入を得ており、申請地付近は保育園、学校、商業施設も近くにあり需要が見込めるため2棟計画したいとのことです。

譲渡人は、高齢のため耕作できておらず、老後資金として、土地を売却することとしたい。

農地区分は、市街化近郊地域で第2種農地に該当。集落に接続しての計画であり、位置的代替性がないため転用もやむを得ないと判断します。

位置図は、20ページになります。

4つ目の案件です。計画変更に伴う売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪 番 地目「」面積  $m^2$ です。

住宅用地による申請です。売買価格は、坪 円です。

譲受人は、現在借家住まいであるが、手狭であるため、知り合いの多い申請地に住宅を計画。譲渡人は、事業計画規模を縮小しての実施で、今回 4 条の申請とあわせて申請が出ております。

農地区分は、市街化近郊 10ha 未満の農地、第 2 種農地に該当。集落の接続しての計画であり、位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断しております。位置図は 24 ページになります。

5 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪 番 地目「」面積  $m^2$

中箕輪 番 地目「」面積  $m^2$

合計 筆  $m^2$ です。

による申請です。売買価格は、坪 円です。

譲受人は、町内で排水処理を中心とした清掃業を行っている。現社屋が老朽化して業務に支障をきたす恐れがあるため新社屋を計画。

農地区分は、市街化近郊 10ha 未満の農地、第 2 種農地に該当。集落の接続しての計画であり、位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断しております。位置図は 29 ページになります。

6 つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪 番 地目「」面積  $m^2$ です。

住宅用地による申請です。売買価格は、坪 円です。

譲受人は、現在借家住まいであるが、手狭であるため、申請地に住宅を計画。譲渡人は、相続で受けた農地であるが、農業を行う計画がなく管理ができない為売ることとした。今回 3 条の売買の同時申請となっております。

農地区分は、市街化近郊 10ha 未満の農地、第 2 種農地に該当。集落の接続しての計画であり、位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断しております。位置図は 33 ページになります。

7 つ目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

土地の所在は、中箕輪 番 地目「」面積  $m^2$

中箕輪 番 地目「」面積  $m^2$

中箕輪 番 地目「」面積  $m^2$

合計 3 筆 572  $m^2$ になります。

借受人の さんは、現在住んでいる住宅が手狭となったため、父親所有の申請地に住宅を計画。貸付人の父親は、息子の計画を聞き賛同する形での申請となっております。

農地区分は概ね 10ha 以上の一団の農地、第 1 種農地に該当。位置的代替性もな



いため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

なお、申請地上空に■■■■■があるが、■■■■■より、同意書も併せて提出されておりますので、申し添えます。

位置図は、37 ページになります。

8つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪■■■■番 地目「■■」面積■■■■m<sup>2</sup>です。

住宅用地による申請です。売買価格は、坪■■■■円です。

譲受人は、現在借家住まいであるが、手狭であるため、申請地に住宅を計画。譲渡人は、高齢により耕作ができない為老後の資金のため売却を計画した。

農地区分は、周りを住宅地に囲まれた消極的 2 種農地、第 2 種農地に該当。集落の接続しての計画であり、位置的代替性もないため転用もやむを得ないと判断しております。

位置図は 41 ページになります。

今回議題にある、9 番案件は、審議前取り消しとなった案件となります。次回以降再度申請があがってくる予定となります。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。

1 番案件について日野正章委員。

日野委員

■■■■■担当者より説明。場所については住宅が回りに建っている状況であり、問題ないと判断している。ご審議をお願いします。

議 長

2 番目の案件について、藤森英雄委員。

藤森委員

8 月なかばに説明。近隣住民の同意は取ってあるとの話であり、現状休耕地であるため土地有効活用のため■■■■■さんが来て説明。内容に関しては、事務局の説明のとおりであります。

議 長

3 番、8 番の案件について、大槻博文委員。

大槻委員 [ ] 士より説明。この場所は荒廃農地となる寸前の農地であり、近隣も宅地に囲まれた土地であるため問題ないと考えます。

8 番目の案件は [ ] より説明。周りはすでに住宅地であり、問題ないと思われま

議 長 4 番、6 番の案件について、藤田久一委員。

藤田委員 4 番の案件は、4 条 2 番案件と同、6 番案件は、3 条 1 番案件と同時取得となります。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長 5 番、7 番の案件について、春日初委員。

春日委員 5 番の案件は、現在 [ ] でそばを作っているが、話が合った。周辺は、工場、住宅地となっており問題ないと思われま

7 番の案件は、機械作業等やりづらい農地。周辺も宅地化しており問題ないと思われま

議 長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。  
(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。採決をいたします。  
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第 2 号議案については原案のとおり認めることに決定しました。  
日程第 5 議案第 4 号について議題とします。事務局より説明を求めま

事務局 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。  
こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。  
1 ページは、総括表となります。  
[ ] m<sup>2</sup> であります。  
2 ページから 3 ページは、貸し手の状況となります。  
利用権の設定期間は、令和元年 9 月 7 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間

となります。

4 ページは、借り手の状況となります。

本案件は、■■■■の■■■■さんが借りていた農地について次の借り手へつなげた案件となります。

■■■■さんが、■筆、■■■■㎡ 借り賃は、■■■■円/10a

■■■■さんが、■筆、■■■■㎡ 借り賃は、■■■■円/10a

議案第 4 号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議お願いします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 4 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第 6 議案第 5 号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

1 ページは、総括表となります。

田 13,069 ㎡、畑 15,973.4 ㎡ 計 29,042.4 ㎡

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

2 ページは、3 年継続 1 筆 畑 3,544 ㎡

3 ページは、5 年新規 2 筆 田 2,146 ㎡ 5 筆 畑 5,181

合計 7,327 ㎡

今回 1～2 の案件の■■■■さんは、今回初めて■■■■での就農となっておりますが、■■■■さんの■と、その両親が伊那市のブロッコリー農家さんで研修を行っての就農となっております。

4 ページは、10 年新規 1 筆 田 899 ㎡ 5 筆 畑 3,505 ㎡

合計 4,404 ㎡

5 ページは、10 年継続 7 筆 田 7,418 ㎡ 8 筆 畑 6,349.4 ㎡

合計 13,767.4 ㎡

となります。

議案第 5 号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議お願い

します。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第5号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和元年7月から令和元年8月までの内訳になります。16件 解約の届出がありました。

次期耕作者が決まっている方となっております。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

報告第1号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第1号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の令和元年7月から8月の受付分になります。全部で3件ございました。町内お住まいの方となりますが、複数筆ある状況でありますので、地元の農業委員さんも注意して見ていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

報告第2号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第2号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していただきたいと思います。

議 長

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

---

11 番

---

12 番

---